

平成31年度の家賃について

同封の収入額等認定通知書は平成31年4月からの家賃額等が記載された重要な書類です。

⇒必ず目を通していただき記載内容のご確認をお願いいたします。不明な点は、下記問合せ先までご連絡ください。

火災にご注意！

総務省消防庁【平成30年1～3月火災概要】によると、建物火災の出火原因は以下のようになっています。普段から火の元には十分に注意を払い、特に下記については、**火を消したか念入りに確認**するようにしましょう。

●コンロ

使用中は目を離さないようにし、少しでもコンロから離れるときは火を消しましょう。

●ストーブ

給油のときは火を消しましょう。また、電気ストーブの取り扱いにも注意しましょう。

●たばこ

寝たばこは止めましょう。特に寝る前や外出前には火が確実に消えたか確認しましょう。



※最近、市営住宅内でベランダに置いてあった灯油ポリタンクから火災が発生しました。ベランダや玄関先及び、**共用部分に燃えやすいものは置かないで下さい。**併せて、避難経路の確認や防災用品の準備も行いましょう。

入居者アンケートの結果について

平成30年10月に入居者の一部を対象としたアンケートを実施した結果、夜間・休日緊急連絡受付窓口の認知度が低い結果となりました。今回の結果を参考に今後の住宅管理業務の向上に努めてまいります。ご協力ありがとうございました。

夜間・休日緊急連絡窓口認知度	知っている	知らない	未回答
	33%	64%	2%



※当センターでは、平日の夜間（17：15～翌朝8：30）・土日・祝日の緊急連絡受付窓口を設置しています。主な受付内容は、下記となります。ただし、お問い合わせ内容によっては、翌日以降の対応になる場合があります。

- 建物設備に関する緊急トラブル（水漏れ・断水・停電等）の受付～修繕の実施
- その他緊急を要する事故等（火災・安否確認等）の受付～対応

夜間・休日緊急連絡受付窓口  0120(303)440

お問合せ先

水戸市営住宅指定管理者  一般財団法人茨城県住宅管理センター

〒310-0062 茨城県水戸市大町3-4-36 大町ビル2階

入居中のご相談等の連絡先は

TEL 029(297)8360

FAX 029(227)0368

修繕・退去に関する連絡先は

TEL 029(226)3300

平日受付時間は、8：30～17：15 その他夜間休日についての緊急トラブル（水漏れ・断水・停電等）緊急を要する事故等（火災・安否確認等）は、コールセンター0120-303-440にお願いします。

身の周りをきれいにしましょう

集合住宅では住戸が接しているため、お互いが過ごしやすい環境づくりが大切です。
日頃より意識して身の周りを整え、きれいにする習慣をつけましょう。
その中で掃除するポイントをご紹介します。



室内	窓	ゴミ
玄関から遠い場所から掃除を始めましょう。特に冷蔵庫やトイレは臭いの原因にもなるため、重点的に行いましょう。また、水を使用する際には階下の水漏れに気をつけましょう。	この時期は結露が起きやすいため、意識して換気や除湿を行いましょう。結露防止スプレーや除湿機等を使用するのもおすすめです。	所定の場所・時間に分別して出しましょう。また粗大ゴミは回収できないため、指定の業者やリサイクルショップを利用しましょう。

◆◆◆ 火災予防にも繋がります！ 3つの「S」 ◆◆◆

●整理

- ・必要なものと不要なものを分け、いらないものは処分しましょう。
- ・『いる・いらない』ではなく、『使う・使わない』を基準にして整理しましょう。

●整頓

- ・特に台所など火を扱う場所の周辺を整えましょう。
- ・仕切り板や小さなラックなどを使い、仕分けするのもおすすめです。
- ・特に調味料などは使用期限を確認する習慣をつけましょう。

●清掃

- ・ほこりや油汚れは電気火災の原因となるため、念入りに行いましょう。
- ・掃除する場所や、物に合った道具や洗剤を選びましょう。



手続きを忘れていませんか？

下記に該当する方は、手続きが必要です。

NO	事 項	提出するもの	いつまでに？
1	子供が生まれた時	異動届と住民票 (市営住宅に居住している方全員のもの)	30日以内
	子供が独立等で転居した時		
	名義人以外が亡くなった時		
	離婚をして名義人以外が転居した時		
2	親族等を同居させる時	同居承認申請書と関係書類	一緒に住む前に
3	離婚をして名義人が転居した時	承継入居承認申請書と関係書類	15日以内
	名義人が亡くなった時		
4	連帯保証人を変更する時	連帯保証人変更申請書と関係書類	遅滞なく

※詳しくは住宅管理センター（029-297-8360）へお問合せください。

※各種申請・届出の締日は毎月末日（休業日の場合は前営業日）となります。